平成２６年（再イ）第５号
川崎市中原区今井南町490番地５　パシフィックレジデンス武蔵小杉208
再生債務者　北條　真二
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成26年６月12日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（再イ）第８号
三重県桑名市大字東方327番地３　アズハウス206号
再生債務者　賀茂　右裕
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成26年６月12日　津地方裁判所四日市支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第５号
埼玉県川越市大字菅間32番地19
再生債務者　渡辺　修宏
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年７月１日まで
4　一般異議申述期間　平成26年７月15日から平成26年７月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再ロ）第２号
神戸市垂水区日向１丁目６番１―407号
再生債務者　塩見　正守
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年７月８日まで
4　一般異議申述期間　平成26年７月15日から平成26年７月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２６年（再ロ）第２号
沖縄県那覇市字鏡水679番地　陸上自衛隊
再生債務者　深田　太祐
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年７月９日まで
4　一般異議申述期間　平成26年７月23日から平成26年７月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（再ロ）第２号
北海道旭川市永山４条17丁目４番23号
再生債務者　佐藤　健
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年７月10日まで
4　一般異議申述期間　平成26年７月24日から平成26年７月31日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（再ロ）第１０００６号
東京都八王子市大和田町３丁目17番16号
再生債務者　服部　英雄
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年７月10日まで
4　一般異議申述期間　平成26年７月24日から平成26年８月14日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（再ロ）第２号
高知県吾川郡いの町八田2191番地３
再生債務者　長﨑　茂稔
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年７月10日まで
4　一般異議申述期間　平成26年７月17日から平成26年７月31日まで
高知地方裁判所民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第１０００７号
東京都新宿区西落合１―13―２
再生債務者　新田　茂
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年５月22日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年６月24日まで
平成26年６月10日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第１号
福岡県行橋市泉中央５丁目１番23号
再生債務者　松岡　貴憲
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年５月30日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年７月３日まで
平成26年６月12日
福岡地方裁判所行橋支部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第２号
鹿児島県薩摩川内市入来町副田5955番地９
再生債務者　榎園　正輝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月12日
鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

平成２５年（再ロ）第１４号
大阪府枚方市小倉町20番５号
再生債務者　小河　哲也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再ロ）第１号
広島県呉市押込西平町37番26号
再生債務者　福澤　孝之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月12日　広島地方裁判所呉支部

平成２６年（再ロ）第１号
岡山県浅口市金光町大谷891番地１
再生債務者　作本　章光
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月12日　岡山地方裁判所倉敷支部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十六年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議（なお、甲及び乙の承認決議については会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意に基づく書面によるみなし決議の方法によってお知らせします。）は平成二十六年六月十八日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　室蘭市において発行する室蘭民報
掲載の日付　平成二十六年六月十三日
掲載貢　四頁
（乙）掲載紙　北海道新聞
掲載の日付　平成二十六年六月八日
掲載貢　三十七頁
平成二十六年六月二十日
北海道室蘭市寿町三丁目五番一七号
（甲）株式会社東上商会
代表取締役　佐藤　賢孝
札幌市東区北一七条東二丁目二番七号
（乙）関販テクノ株式会社
代表取締役　野沢　幸生

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲、乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年五月二十九日
掲載貢　四十三頁（号外第一一八号）
平成二十六年六月二十日
北海道旭川市流通団地三条五丁目一四番地
（甲）ホッコウ商事株式会社
代表取締役　井川　智章
北海道旭川市永山二条九丁目一番四九号
（乙）清水コンクリート工業株式会社
代表取締役　湯佐　英司